

児童手当、児童扶養手当

特別児童扶養手当のお知らせ

I【児童手当】

1 手当を受けられる人

小学校3年生までの児童（9歳到達後最初の3月31日まで）を養育している方で、定められた所得制限内の場合に支給されます。

2 手続き

出生・転入や転出等の場合それぞれ手続きが必要ですので、福祉課児童係で手続きをしてください。

なお、出生・転入の場合は、翌月分から大崎町で支給され、転出等の場合は、当月分まで大崎町で支給されます。

3 手当の額（月額）

・第1子、第2子 5,000円
・第3子以降 10,000円
手当は、年3回（10月、2月、6月）に分けて支給されます。

4 その他

公務員の方については、勤務先で支給されます。

5 所得による支給の制限

前年の所得により手当が支給されないことがあります。

II【児童扶養手当】

1 手当を受けられる人

父母が婚姻を解消したり、父親が一定の障害の状態である等

で、18歳未満の児童（心身に障害がある場合は20歳未満）を監護している母親または母親に代わってその児童を養育している人。

2 手当を受けられない人

①婚姻・事実婚の状態にある人

②請求時に、老齢福祉年金以外の年金を受給できる人

③児童が児童福祉施設等に入所している場合等

3 手続き方法

福祉課児童係に請求に必要な用紙がありますので、ご相談ください。

4 手当の額（月額）

・1人 41,880円
・2人 46,880円
・3人以上は、1人につき3,000円加算されます。

手当は、年3回（8月、12月、4月）に分けて指定の口座に振り込まれます。

5 所得による支給の制限

前年の所得が、定められた額より多い場合、右の手当額の全部または一部は支給されません。また、両親等と同居し、生計

も同じ場合は、同居者の中で所得の高い方（『扶養義務者』とい

ます）の所得によって、手当が支給されなくなる場合があります。

生計が別であることを証明するためには、領収書等の明確にわかる書類が必要です。

III【特別児童扶養手当】

1 手当を受けられる人

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母または父母に代わって児童を養育している人。

2 手当を受けられない人

①児童が福祉施設に入所している場合

②児童が障害を理由に公的年金を受けることができる場合

3 手続き方法

手当を受けるためには、児童の障害に応じた診断書（省略できる場合があります）のほか、福祉課児童係に必要な用紙がありますので、まずご相談ください。

4 手当の額（月額）

・1級該当 1人につき 51,100円
・2級該当 1人につき 34,030円

5 所得による支給の制限

前年の所得により手当が支給されないことがあります。

【問い合わせ先】

大崎町役場福祉課児童係

TEL 76-1111

(内線 133)

児童福祉法が改正されました

児童虐待への対応について、児童福祉法が、次のように改正されました。

- ①児童虐待の通告先に市町村が追加されました。（福祉課児童係で通告を受け付けます。）
- ②『虐待を受けたと思われる子ども』がいる場合も通告できるようになりました。
- ③しつけといいながら、暴力を正当化する親の意識を変えるために、児童虐待は人権侵害であることが明記されました。
- ④加害者でない保護者に対しても、虐待の防止責任が明記されました。
- ⑤学校、施設等に虐待防止教育が義務化されました。
- ⑥子どもの安全に万全を期するために、警察署長への援助要請義務が、児童相談所長に課せられました。

【通告・問い合わせ先】大崎町役場 福祉課 児童係

TEL 76-1111 (内線 132・133)